

総発第276号  
令和5年11月28日

酒田市監査委員 大石 薫 様  
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 矢口 明子  
(公印省略)

定期監査結果に対する措置等について

令和5年11月9日付監発第75号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

課名	監査結果	措置内容
選挙管理委員会事務局	<p>指摘事項</p> <p><b>【契約】</b> ○契約の履行期限が守られていないもの</p> <p>山形県議会議員選挙選挙公報配布業務委託、酒田市長選挙及び酒田市議会議員補欠選挙選挙公報配布業務委託の契約書において「受託者は、選挙管理委員会（以下、「選管」という。）から選挙公報を受け取った日を含め3日以内に配布完了するものとする。」「受取後、当日を含め3日以内に配布完了し、電話で選管に報告する。」と履行期限が定められている。</p> <p>委託業務完了後に受託者から提出された各選挙公報配布枚数報告書によると、山形県議会議員選挙選挙公報配布業務委託については、令和5年4月3日から4月6日まで配布（配布完</p>	<p>選挙公報配布の履行期間については、次回選挙の契約締結時に見直し、契約書にのっとり適正な業務を行う。また、配布完了後に受託者から電話連絡を受けた日時等を記録するため、選挙公報配布枚数報告書の様式を修正した。</p>

	<p>了日 4 月 6 日)、酒田市長選挙及び酒田 市議会議員補欠選挙選挙公報配布 業務委託については、令和 5 年 8 月 21 日から 8 月 24 日まで配布 (配布完了 日 8 月 24 日) とされており、どちら も選挙公報を受け取った日を含め 4 日 目に配布完了と報告され、履行期限を 超過している。また、受託者から配布 完了後に電話連絡を受けた記録も確 認できなかった。</p> <p>契約書にのっとり、適正な業務を行 うこと。</p>	
--	--	--